

「集中改革プラン」改革項目変更等一覧

下記の項目について変更度合()が基準外のため、行革本部に変更の承認を求めます。

平成19年3月14日開催第15回行政改革推進本部にて承認

	集中改革プラン				具体的事項	担当課	工程表提出課	変更・中止	左記の理由と今後の取り組み
	改革項目								
	大	中	小	細小					
2		2	14		資源リサイクルセンターは、平成19年4月より指定管理者制度導入予定	むらづくり課	むらづくり課	「指定管理者制」から「直営」へ変更	平成19年4月より「直営」管理 (理由) 当初は指定管理制度導入による管理、運営を予定していたが堆肥の原料や生産コスト、販売体型を確立する上でクリアすべき課題が多く、当面は市の直営と決定した。

参考

変更度合は、下記の内容に応じて「基準内」「基準外」の2つに分かれ、下表の作業を経て、変更が決定されます。

基準内: 変更内容が改革プランの範囲(期間)内又は、当初工程表の範囲(期間)内

基準外: 変更内容が上記の範囲(期間)外

変更度合	変更までの作業
基準内	行革班で基準内であることが確認できたら変更する。
基準外	行革本部で、担当若しくは担当部長等が変更の了承を得て変更する。